

## カノン法学と実定法概念

市原 靖久

(関西大学)

### はじめに

関西大学の市原でございます。本日は、「カノン法学と実定法概念」というテーマで報告をさせていただきます。先ほど司会者の淵先生もおっしゃって下さいましたように、このテーマに関連しまして、わたくしは、一九八一年に、「中世教会法における『実定法』概念の登場」と題します論文を既に公表しております(市原、一九八一)。この論文は、後でふれます一九三六年のクットナーの論文(Kuttner, 1936)の検討を中心にした、非常に未熟なものでありましたが、幸いにも淵先生に書評をしていただき、厳しいご指摘とともにいくつかの有益な示唆も与えていただきました(淵、一九八三)。わたくしは、その後、この問題を直接扱った論考を発表しておりませんが、今回機会を与えられましたので、もう一度この問題について考えてみたいと思います。以前のものからどれほど進歩しているか、甚だ心許ないのでありますが、報告させていただきます。

報告の順序といたしましては、まず始めに、自然法—実定法という対立図式の起源の研究についての二つの方法、すなわち、思想史的方法と文献史学的方法ということについてお話し申し上げ(Ⅰ)、それから二番めに、主に文献史学的方法からする実定法概念の起源についての学説史を少し詳しくみてみたいと思います(Ⅱ)。そして、三番目に、それを踏まえたくて、自然法—実定法という一対の概念、対立図式が出現してきたことの

法思想史的な意味ということについて考えてみたいと思います(Ⅲ)。

## I 自然法—実定法という対立図式の起源についての二つの研究方法

自然法—実定法という対立図式は、法学にとつては、いうまでもなく非常になじみの深いものでございます。ところで、この対立図式の基礎にある人間の考え方、一般的にいって、自然・本性に基づく絶対的なものと人為に起因する相対的なものを分離していく考え方、こういう考え方の思想史的な淵源を探っていきますと、通常は、紀元前五世紀ごろのギリシャにおけるソフィストたちの議論、すなわち、*physis* と *nomos* という語の対立的使用に遡るのだということが指摘されています。ソフィストにおける *physis* (自然・本性) — *nomos* (慣習・法) の対語法自体は、後のギリシャ哲学によっても基本的には踏襲され、アリストテレスも『ニコマコス倫理学』のなかで、*phusikou dikaios* (ヒュシスのな正しさ) — *politikou dikaios* (ノモスのな正しさ) という対立図式を用いております。また、哲学文献のみならず、たとえば、ソフォクレス作の悲劇『アンティゴネー』などにもすでに、神が決めた法と人間が作った法という対立が描かれておりますので、絶対的なものと相対的なもの、自然と人為とを対立させて考える考え方そのものは、かなり一般的な思考様式として、前五世紀のギリシャにすでに存在していたということがいえるわけであります。

しかしながら、自然法—実定法、近代西洋諸語のもとになったラテン語で申しますと、*ius naturale* と *ius positivum* がありますが、こういう明確な用語・術語をともなつた対立図式が、文献の上では、一体いつの時点で現われてくるのか。自然法—実定法という対語法そのものの文献上の起源はどこに求められるのか。この問題

については、*ius positivum* という語が *ius naturale* の対立概念として用いられるようになったのはいつかということを実証的に明らかにするという方法で、一九二〇年代から、いくつかの研究が発表されております。そして、これら文献史学的見地からする実定法概念の起源についての研究におきましては、だいたい西洋中世盛期にそれが現われてくるのだといわれております。

今日のわたくしの報告では、自然法—実定法という対立図式の基礎にある人間の思考様式の歴史を一般的に遡るというのではなく、西洋中世盛期という特定の時点における対立図式の出現、より端的にいえば、*ius naturale* の対立概念としての *ius positivum* の出現が、当時のヨーロッパの知的思潮とどのような関わりをもっていたのか、そして、この概念の出現が後の法思想にどのような影響を及ぼしたのかということを明らかにしていきたいと思っております。

## II 実定法概念の起源についての学説史

文献史的な立場から実定法概念の起源を問題としたのは、カントロウウィッツが最初でありました。カントロウウィッツは、一九二二年に、『サウニー—雑誌カノン法部』に論文を発表していますが (Kantorowicz, 1922)、この論文自体は、直接に実定法概念の初出・起源を論じたものではありません。けれども、この論文のなかで、*ius positivum* という表現について、カントロウウィッツは、*ius positivum* という表現は確かに一二世紀にはまだあって、この時代には、*ius positivum* の代わりに、*ius humanum* が、*ius divinum* ないし *ius naturale* との対比で論じられた、と述べています。したがって、カントロウウィッツの見解では、一二世紀には、*ius*

*positivum* という用語はほとんど用いられず、その代わりに、*ius humanum* (人の法) という概念が *ius divinum* (神の法) をいし *ius naturale* (自然法) に対立する概念として用いられていたということであります。同じ論文のなかでカントロウィッツは、*ius positivum* という用語の初出として、ポローニヤの法学教師であるダマスス・ボエムス (*Damasus Boemus*) の著作である *Summa decretalium* (一一二〇年から一一二五年の間に書かれたカノン法学文献) における使用例を挙げました。すなわち、カントロウィッツによれば、一三世紀の初頭、ポローニヤにおいて、初めて、*ius positivum* という概念が用いられたということになります。カントロウィッツは、一九二七年に、このダマススについて、同じく『サウィニー雑誌カノン法部』に論考を発表しておりますが (*Kantorowicz, 1927*)、そのなかで、先に挙げました *Summa decretalium* の他に、*Brocarda* や *Questiones* といった著作も挙げながら、これらのカノン法学文献のなかでダマススは、*ius positivum* という表現を用いていることを重ねて論証しております。

次に、一九三二年、ロツタンは、トマス・アクイナスおよび彼に先行する諸学者の自然法概念を検討した著作の第二版を発表しましたが (*Lottin, 1931*)、そのなかで、ロツタンは、アベラール (アベラルドゥス) が晩年 (一一四〇年から一一四二年ごろ) に書いた『哲学者とユダヤ人とキリスト者の対話』のなかに、*iustitia naturalis* (自然的正義) と *iustitia positiva* (実定的正義) の対句が見られることを明らかにしました。このアベラールの著作のなかには *ius naturale - ius positivum* という対句も出てくるわけですが、この対語法は、法学的意味のものではなく哲学的意味のものでありますので、*iustitia naturalis - iustitia positiva* で代表させることができます。ところで、ロツタンによれば、*naturalis* (自然的) — *positivus* (実定的) というアベラールに見られる区別は、神学者トゥルネのシモン (一一二〇—二一年ごろ没) だけがこれを引き継いでいるというこ

とでありました。

次いで、クットナーは、先行のカントロウイッツとロッタンの研究を承けながら、一九三六年に、実定法という用語の起源を論じた論考を発表いたしました(Kutter, 1936)。このなかでクットナーは、ロッタンの指摘したアペラールに見られる対語法 (*justitia naturalis - iustitia positiva*) は、神学者トウルネのシモンだけがそれを受け継いでいるのではなくて、一二世紀のカノン法学者にも知られていたものであることを明らかにしました。具体的には、一二世紀の六〇年代からフランスのデクレティスト(グラティアヌス教会法令集の注釈を主に行なったカノン法学者) たちにその使用例が広範に見られることを実証いたしました。このクットナーの論文は、使用例として、ヨーロッパ各地の図書館に残されているマニユスクリプトを含めました非常に多くの文献を挙げてあるわけですが、クットナーは、この承知のように、一九三七年に *Repertorium der Kanonistik* という、中世カノン法(学) 史研究における画期的な名著を出版しているわけですが(Kutner, 1937)。おそらく、この著作を書くために多数の古文書を踏査した副産物として、この一九三六年の論文が書かれたのではないかと思います。同じく、後でふれますように、一九三八年にクットナーは「フランスカノン法学派の登場」という論文を書いておりますが(Kutner, 1938)、ほぼ同時期に書かれたこの三つの著書・論文は、この時期のクットナーの古文書踏査の産物であったと思います。

一九三六年の論文において、クットナーは、一二世紀六〇年代からフランスのデクレティストに *ius naturale - ius positivum* という対語法の使用例が広範に見られることを実証したのであり、したがって、カントロウイッツが初出としましたダマスの諸著作(一一二〇年から一一二五年) から約半世紀、その初出が遡ったこととなります。クットナーは、この論文のなかで、さらに思想史的な研究も加味しながら、次のような見解をも表明

しております。すなわち、アベラールおよびフランスのデクレティストたちに見られる *naturalis - positivus* という用語法は、プラトンの『ティマイオス』に対するカルキティウスの注釈（『ティマイオス』においては実定的正義ではなくて自然的正義が論じられる」という注釈）に由来するものであるということです。プラトンの『ティマイオス』は、自然哲学、宇宙論の著作であるわけですが、これに対してカルキティウスが注釈を四世紀に施しているわけで、このカルキティウスの注釈がフランスで一二世紀の後半に研究された。その影響があつて、フランスのデクレティストたちは *naturalis - positivus* という対概念を使用したのだということであります。ただし、クットナーによれば、カルキティウスの注釈がいつている *naturalis - positivus* は、法的な意味ではなくて哲学的・形而上学的な意味であるという留保がなされています。クットナーは、さらに、カルキティウスのこの注釈が何に依拠しているかも明らかにしました。それは、ギリシャ語の *φύσις - θεός* 主格でいいますと、*φύσις*（自然—*physis*）（措定）という対語法だといわれております。つまり、ギリシャ語の *φύσις - θεός* がカルキティウスの注釈で *naturalis - positivus* となり、それがフランスのデクレティストに借用されて、*ius naturale - ius positivum* という表現になつていったということであります。

実定法概念の起源についてのクットナーの研究は、先ほども申しましたように、カントロヴィッツが提示した初出年代を約半世紀遡らしたのみならず、さらに、その思想的起源についても言及しており、非常に重要な研究であると思われませんが、その後、いくつかの点で、クットナー説は修正を受けるに至っております。

まず、ヴァン・テン・エインデが、一九四九年に書きました論文において（Van den Eynde, 1949）クットナー説を基本的には承認しつつ、*ius iura naturalis - iustitia positiva* という対語法の使用では、ロタンおよびクットナーが挙げましたアベラールの使用例（一一四〇年から一一四二年ごろ）に先んじて、サン・ヴィクト

ールのフーゴの一二三〇年頃の著作『学芸論』(Didascalon)における使用例があることを明らかにしました。すなわち、*iustitia naturalis* - *iustitia positiva* という対語法の使用ではアペラールよりもサン・ヴィクトールのフーゴの方が先であるということであり、この点で、ロッタマンおよびクットナーの説は、修正を受けました。

そして、ガグネアが、一九六〇年に著した大著(Gagner, 1960)、法の制定に関する思想史的研究ですが、そのなかで、実定法概念の起源については、先行の研究をより精密化して、次のような点を指摘いたしました。まず第一に、フランスのデクレティストたちが用いた *ius positivum* 概念の直接の淵源としては、カルキティウスの『ティマイオス』注釈それ自体よりも、フランスのシャルトル学派に属するコンシユのギヨームの手になる、カルキティウス『ティマイオス』注釈に対する注解書の方が重要である。このコンシユのギヨームの注解書は一二五五ごろに初めて編集されたものですが、この注解書が、フランスのデクレティストが実定法概念を用いるに際して決定的な影響を与えたということでもあります。これはどうかと云いますと、コンシユのギヨームは、この注解書において、従来の哲学的・形而上学的な *iustitia naturalis* - *iustitia positiva* に法哲学的な説明を加えている。そして、正義を、人間によって創設されたものとそうでないものの二種類に分類し、人為性という意味における実定性を非常に明確にしたということでもあります。ガグネアは、ここに、法律実証主義(Gesetzespositivismus)の萌芽が見られるとしております。これと関連して、第二にカルキティウスの『ティマイオス』注釈書は確かに自然学と自然法学を結合させてはいるのだが、しかし、この結合は、コンシユのギヨームのさらなる注解によって初めて法哲学的なものへと展開していくのであり、この注解によってフランスのデクレティストは、プラトンの『ティマイオス』を自然法についての主要著作であるとみなすことができたのであ

る、と指摘しております。そして、以上の、いわば実証史的な見解に加えて、カグネアは、この著作で、まさに彼の思想的な研究方法がよく表れていると思いますが、コンシュのギヨームの法哲学的な説明というのは、思想的にみれば、アリストテレスがすでに『弁論術』や『政治学』で示していた法律実証主義と同じものであるという見解を示しています。ただし、文献上の直接の影響関係をカグネアは示しているわけではありませんが、当時プラトンを読むに際してもアリストテレス的な解釈が行なわれた、アリストテレスの全容はまだこの時点では知られておりませんでした。いくつか知られていたアリストテレスの用語を使ってプラトン研究もなされたのだ、プラトンの『ティマイオス』解釈に際してもアリストテレス的な *ousis* - *betis* の考え方が影響しているのではないかと、ということを描したわけであります。そのような思想的連関があるのではないかと、述べているわけであります。

以上、実定法概念の起源についての学説史を見てきたわけでありますが、これらの諸研究によって、実定法概念の起源については、現在のところ、次のように考えることができると思われます。

*ius positivum* という語が *ius naturale* の対立概念として現われてくるのは、一二世紀六〇年代のフランスのテクレティストたちからである。彼らが、*ius naturale* - *ius positivum* という対概念を用いるのは、グラティアンヌ教会法令集（一一四〇年ごろ）冒頭に見られる法分類 (*ius naturale* - *mos* および *lex divina* - *lex humana*) に対する注釈においてであり、それを注釈する際に、テクレティストたちは、当時のフランス神学・哲学・修辞学で一般的となっていた *iustitia naturalis* - *iustitia positiva* という対立図式を援用して、*ius naturale* - *ius positivum* という対立として注釈した（先に挙げたクットナーの一九三八年の論文は、一二世紀のフランス・カノン法学が当時のフランスにおける神学・哲学・修辞学ととりわけ緊密な関係を有していたとい

うことを述べています)ということでもあります。ただし、この際、クットナーは、カルキディオスの『ティマイオス』注釈をテクレティストたちに対する思想的影響の源泉として挙げるわけですが、カグネアによりますと、カルキディオスの注釈それ自体よりも、コンシユのギヨームがカルキディオスの注釈に対して更に付した注解の方が決定的な影響を与えた、とりわけその法哲学的な注解によってテクレティストたちに決定的な影響を与えたということでもあります。

### III 「自然法—実定法」概念の形成とその法思想史的意味

グラティアヌスが一一四〇年ごろに著わしました教会法令集、『グラティアヌス教会法令集』(Decretum Gratiani)における基本的な法分類につきましては、グラティアヌスの自然法論を論じた研究論文において従来から詳しく論じられてきております。たとえば、Grabmann, 1922/23; Composita, 1954; Vilely, 1955; Weigand, 1967などがそれであります。これらの諸研究によって指摘されていることでもありますけれども、グラティアヌスは彼の教会法令集の冒頭において、イシドールスの『語源論』に従って、法を *ius naturale* と *mos* (慣習) に分類しています。

*ius naturale* については、しかし、コムポスタも指摘しているように、グラティアヌスは二つの概念を併存的に用いています。つまり、グラティアヌス教会法令集には、キリスト教的な自然法と同時にローマ法的な自然法も表明されている。キリスト教的な自然法、すなわち、律法と福音(旧新約聖書)のなかに示されているものと、ローマ法的な自然法、すなわち、ウルピアーヌスのいわゆる本能的自然法(自然がすべての動物に教えた

ころのもの)が、併存しているわけでありませう。こういうキリスト教的な自然法観とローマ法的な自然法観が併存しておりますけれど、ウィレーが指摘しておりますように、決定的なのは、教父文献の影響を受けていると思われるキリスト教的な自然法観の方であろうということでありませう。それに対して、mosですが、今日「慣習」といいますと、そこには制定法は含まれないわけでありませうが、グラティアヌスがmosということばを用います場合、これは、制定法と非制定法の両者を含む広い概念であります。

グラティアヌスは、彼の教会法令集の冒頭で*ius naturale*と*mos*の二つに法を分類する。しかも、「神の法は自然からなり、人の法は慣習からなる。」(*Divinae [leges] natura, humanae moribus constant*)という表現がすぐあとでイシドールスから引用されていますように、神の法と自然法を實質的には同一視しております。そして、人の法と慣習、これもほぼ同一視しております。すなわち、「自然法||神の法」「慣習||人の法」という法分類が、グラティアヌス教会法令集の冒頭には見られるわけでありませう。自然法と神の法は、後のトマス・アクィナスなどでは区別されるようになりますけれども、このグラティアヌスの段階ではまださほど明確な区別はなされていなかったようでありませう。ともかくも、グラティアヌスは、その教会法令集の冒頭で、自然法―慣習という対概念を用いたのであります。

このグラティアヌスの自然法―慣習という対概念、対立図式がフランスのデクレティストたちによって自然法―実定法という対立図式に置き換えられ、さらにそれがポローニヤのカノン法学者に受け入れられ一般化していくわけでありませうけれども、フランスのデクレティストたちの置き換えに決定的な影響を与えたのが、ガグネアによれば、コンシユのギヨームによる、カルキティウスのティマイオス注釈に対する更なる注解書であったわけでありませう。すでに述べましたように、コンシユのギヨームはこの注解書で法哲学的な注解を行なつて、法を人

により創造されたものとそうではないものに二分し、その際、positivus という概念ではっきりと人為性を強調したといわれております。この概念を受け入れて、フランスのデクレティイストたちが、グラティアヌスに見られる法分類 (ius naturale = lex divina - mos = lex humana) を ius naturale - ius positivum という対概念に再構成したわけですが、*deus* に起因すると思われる、措定・定立をはっきりと示す概念である positivus を使って、従来 mos あるいは lex humana といわれていたものを ius positivum と言い換えている。この言い換えは、いったい法思想的にはどのような意味をもつのか。

この点について参考になりますのは、ル・ブラ他が一九六五年に著した書物、これは叢書のなかの一冊ですが、古典期のカノン法をさまざまな角度から論じた大冊であります (Le Bras et al. 1965)。この書物の第三部は「法の一般理論」と題され、その第一編「諸原理」の第二章は「実定法」という章ですが、その第一款でまさに「人の法」から「実定法」へ」という問題が論じられています。そこでいわれていることは次のようなことであります。ius positivum という概念は、従来いわれてきた mos や lex humana という概念よりもっと正確に、はっきりと、その制定に人間の介入を要する法であるということを示している。人間により制定された法であることをはっきりと示す概念である。かかる意味をもつ ius positivum を ius naturale と対比させて用いることによって、自然法というものはまったく人為的な介入を前提にせず事物の本性から人間の理性を経て直接引き出されるものであると考えられるのに対して、実定法は人為的な定立行為の介入がある法であるということが明確化された。しかもその人為性はさらに恣意的な立法行為までも含むようになってくる。

更に次のような指摘も行なっています。ローマ法に見られる法の三分類、すなわち自然法—万民法—市民法 (ius naturale - ius gentium - ius civile) は、グラティアヌスまでのカノン法学者の ius naturale - ius

humanum と同じ二分法においては、*ius naturale* はそのままで、*ius humanum* という概念で *ius gentium* と *ius civile* の両方を含んでいた。つまり、人の法には、万民法と市民法が包括されていた。しかし、*ius naturale* - *ius positivum* という対概念が用いられるようになると、人為的定立行為をはっきりと前提にする *ius positivum* という概念はもはや *ius gentium* を包括し得ず、単に *ius civile* のみを指示するにすぎなくなる。*ius gentium* はむしろ *ius naturale* の方に包括されるようになる。そして、これと関連するわけですが、*ius positivum* という概念が用いられた場合、そこに慣習が含まれるか否かという議論がカノン法学者の間に生じた。カノン法学者はだいたいにおいて否定的であり、早い例では、一二世紀の中葉、スーザリアのギーがそれと否定的な見解を出している。一四世紀のヨハンネス・アンドレアエもやはり否定的であり、法をローマ法と教皇令に限定して考えている。ちょうどこのころからカノン法学者たちに、その議論を制定法に集中していくという傾向が強く見られるようになるわけですが、わたくしは、後の制定法一元論への思想的な一つの萌芽がここに見られると思います。ガグネアがいうところ「法律実証主義、その萌芽がここに見られるのではないか」と思っています。

ところで、実定法という概念が、人為的制定行為を明確に指示する概念であることについては、最近各方面から注目されています。ニクラス・ルーマンも指摘しております。彼の著作の一つである『法社会学』第四章は「実定法」と題されておりますが、その一、「実定法概念と機能」の冒頭には次のように書かれています。「法の実定性 (Positivität) という概念は、法哲学および法律学にとってはよく知られた概念である。そこでは、法の実定性の中心的な意味は法が制定されていることに存するが……」(ルーマン、一九七七 [1972] : 二二九)。そして、この文章に付された註には、「このことは、とりわけ、この概念の意味の歴史の初期にあてはまる」として、

すでに触れました Kuttner, 1936; Van den Eynde, 1949; Ganger, 1960 を参照文献として挙げています。註はさらに、「一九世紀における法の完全な実定化以降は、この概念は不明確かつ多義的となった。それは、一つには、この概念が一般化されて妥当と同視されたことによるのであり、一つには、それが法妥当の根拠づけという要求をもみたそうとしたことによる。」(同：二三七)と指摘しています。すなわち、一九世紀以降、制定法一元論、法実証主義が確立いたしました段階で、実定性ということが妥当と同一視され、法妥当の根拠づけをもたすことになりましたが、しかし、初期においては、法が制定されている、まさに法を定立するという意味を強くもっていたのが、この実定法という概念であったわけであります。

一二世紀の六〇年代からフランスのデクレティストたちによって用いられた実定法概念は、一三世紀にはポロニアのカノン法学者にも受け入れられ一般化していくわけですが、カノン法学のなかで用いられるようになり、「実定法」という概念は、「人の法」といわれた場合にそこに含まれました「慣習」を排除していく機能を果たしたのではないかと思えます。「自然法」と対比的に、はつきりと、人為的な定立行為・制定行為に起因する法ということを明確に指示する概念として「実定法」という概念が用いられた。この「実定法」にはもはや「慣習」は含まれないわけであります。「実定法」概念が定着する一三世紀以降のカノン法学のなかでは、もちろん自然法の存在が理論的前提となるわけですが、カノン法学固有の議論としては、實際上、ヨハンネス・アンドレアエに見られるように、実定法に議論を集中していく方向に向います。自然法—実定法の対立図式の成立は、自然と人為を明確に対立させたわけですが、カノン法学者たちの議論の主な対象にされたのは、「自然法」ではなく、慣習を排除した「実定法」であったわけであります。

今日、われわれは、「実定法」という概念でもはや慣習を意識することはありません。実定法といった場合に

は、慣習が排除され、制定法のみが念頭に置かれるわけであります。実定法学、すなわち法解釈学は、文字どおり、制定法のみを対象とするものであります。こういう、制定法に議論を集中していくという考え方、法実証主義といつてよいと思いますが、こういう法実証主義的な考え方の出現というものを思想的に準備することになったのが、自然法—実定法という対立図式の成立、そして、まさに「実定法」という概念のものであったのではないか。カノン法学のなかで用いられるようになった「実定法」という用語そのものであったのではないか。こういうふうを考えるわけでございます。

### 【引用文献】

- 市原靖久 一九八一 「中世教会法における『実定法』概念の登場—クットナー説の検討を中心として—」『関西大学法学論集』三二—二二〇  
三—四
- 淵 倫彦 一九八三 「市原、一九八一—書評」『法制史研究』三二—二九八—二〇〇
- N・ルーマン 一九七七 [1972] 『法社会学』(村上淳一・六本佳平訳)岩波書店
- Compassa, D. 1954. "Il diritto naturale in Graziano." *Studia Gratiana* 2.
- Gagner, S. 1960. *Studien zur Ideengeschichte der Gesetzgebung*. Stockholm/Uppsala/Göteborg.
- Graham, M. 1922/23. "Das Naturrecht der Scholastik von Gratian bis Thomas v. Aquin." *Archiv für Rechts- und Wirtschaftsphilosophie* 16.
- Kantorowicz, H. 1922. "Das Principium decretalium des Johannes de Deo." *Zeitschrift der Saenger-Stiftung für Rechts-geschichte Kan. Abt. 12.*
- .... 1927. "Damasus." *Zeitschrift der Saenger-Stiftung für Rechtsgeschichte Kan. Abt. 16.*

- Kuttner, S. 1936. "Sur les origines du terme 'droit positif.'" *Revue historique de droit français et étranger* 4<sup>e</sup> série 15.  
Rep. in: Kuttner, 1980.
- ..... 1937. *Repertorium der Kanonistik (1140-1234): Prodromus Corporis glossarum I* (Studi et Testi 71). Città del Vaticano.
- ..... 1938. "Les débuts de l'école canoniste française." *Studia et documenta historiae et iuris* 4. Rep. in: Kuttner, 1983.
- ..... 1976. "A Forgotten Definition of Justice." *Studia Gratiana* 20. Rep. in: Kuttner, 1980.
- ..... 1980. *The History of Ideas and Doctrines of Canon Law in the Middle Ages*. London.
- ..... 1983. *Gratian and the School of Law 1140-1234*. London.
- Le Bras, G. et al. 1965. *L'Age Classique 1140-1378, Sources et Théorie du Droit* (Histoire du Droit et des Institutions de l'Eglise en Occident, tome 7). Paris.
- Lottin, O. 1931. *Le droit naturel chez Saint Thomas d'Aquin et ses prédécesseurs*. 2<sup>e</sup> éd. Bruges.
- Van den Eynde, D. 1949. "The Term 'ius positivum' and 'signum positivum' in Twelfth-Century Scholasticism." *Franciscan Studies New Series* 9.
- Villey, M. 1955. "Le droit naturel chez Gratien." *Studia Gratiana* 3.
- Weigand, R. 1967. *Die Naturrechtslehre der Legisten und Dekretisten von Irnerius bis Accursius und von Gratian bis Johannes Teutonicus*. München.